

八戸市請負工事等指名業者選定基準

(趣旨)

第1条 市が発注する建設工事の請負又は測量・建設コンサルタント等業務の委託（以下「工事等」という。）の指名競争入札に参加する者（以下「指名業者」という。）の選定については、八戸市請負工事等の競争入札等参加者の資格に関する規則（昭和42年八戸市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(指名業者数)

第2条 指名業者の数は、次の表の左欄に掲げる種別及び同表の中欄に掲げる設計金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数とする。ただし、発注内容、業者の履行能力等を勘案し、これによりがたいと認められる場合は、この限りでない。

種別	設計金額	指名業者数
建設工事	1億円以上	15者程度
	1,000万円以上1億円未満	12者程度
	500万円以上1,000万円未満	10者程度
	500万円未満	7者程度
測量	500万円以上	10者程度
建築関係建設コンサルタント業務	100万円以上500万円未満	7者程度
土木関係建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償関係コンサルタント業務	100万円未満	5者程度

(指名業者の選定)

第3条 指名業者の選定に当たっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第8条の規定に基づき、市内の中小企業者の受注機会の確保に配慮するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、選定が特定の者に偏しないようにするものとする。

2 規則第8条第1項各号に掲げる項目の運用基準は、別表のとおりとする。

附 則

1 この基準は、平成30年4月1日から実施する。

2 八戸市請負工事指名業者選定基準（平成6年6月1日実施）は、廃止する。

別表（第3条関係）

項目	運用基準
1 不誠実な行為の有無	<p>次のいずれかに該当する場合は、指名しない。</p> <p>① 八戸市建設業者等指名停止要領（平成16年6月1日実施。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中であるとき。</p> <p>② 市発注工事等に係る契約に関し、次のいずれかに該当し、当該状態が継続していることから受注者として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 契約に基づき工事等関係者に対して行う措置請求に受注者が従わない等、契約の履行が不誠実であるとき。</p> <p>イ 一括下請負、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、受注者の下請契約関係が不適切であることが明確であるとき。</p> <p>③ 警察当局から市長に対し、暴力団が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、警察当局と協議の上、その旨を市長が認定した場合等明らかに受注者として不相当であると認められるとき。</p>
2 経営状況	銀行取引の停止、主要取引先からの取引停止等の事実がある場合等、経営状況が不健全であると認められるときは、指名しない。
3 工事等の成績	最近の工事等の実績において、その状況が優良であるかどうかを総合的に勘案する。
4 当該工事等に対する地理的条件	当該地域での工事等の実績から判断し、種別及び規模等に応じて、当該工事等を確実に円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案する。
5 手持ち工事等の状況	手持ち工事等の保有状況からみて、当該工事等を履行する能力があるかどうかを総合的に勘案する。
6 当該工事等についての技術的適性	<p>次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案する。</p> <p>① 当該工事等と同種の工事等について、相当の実績があること。</p> <p>② 当該工事等に必要な技術的水準と同程度と認められる技術的水準が必要な工事等の履行実績があること。</p> <p>③ 地形、地質等の自然的条件、周辺の環境条件等について、当該工事等の作業条件と同等と認められる条件下での履行実績があること。</p> <p>④ 工事等の種別に応じ、当該工事等を履行するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。</p>
7 安全管理の状況	<p>① 指名停止要領に基づく指名停止期間中のときは、指名しない。</p> <p>② 安全管理の改善に関し関係行政機関から指導を受けているにもかかわらず、改善を行わない状態が継続している場合で、明らかに受注者として不相当であると認められるときは、指名しない。</p> <p>③ 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案する。</p> <p>④ 直近2年間の市発注工事等において、死亡事故又は休業8日間以上の負傷事故が発生していないこと、安全管理に関する表彰を受けていること等、安全管理の成績が特に優良である場合は、その事実を考慮する。</p>
8 労働福祉の状況	<p>① 関係行政機関から賃金不払に関する通報があり、当該状態が継続している場合で、明らかに受注者として不相当であると認められるときは、指名しない。</p> <p>② 市発注工事において、建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済事業団等の退職金支給制度に加入しているかどうかを勘案する。</p> <p>③ 労働者の雇用、労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていること等、労働福祉の状況が特に優良であると認められるときは、その事実を考慮する。</p>